

防災計画書の作成について（高層建築物等の防災措置に関する要綱）

- ・火災などの災害に対する建築物の安全性を確保し市民の安全の確保を図るため、高層建築物等の設計にあたっては、単に建築関係法規に適合すればよいというものでなく、それぞれの建築物の計画条件に即した総合的な防災計画を立てることが重要と考えられます。
- ・大阪府内建築行政連絡協議会では、建築物の災害に対する安全性の向上及び関係者への防災に対する意識の向上を目的として、高層建築物等の防災措置に関する要綱において防災計画書の作成を求めています。
- ・対象となる建築物については、確認申請（計画通知）の受付前に、当該建築物に係る防災計画書について、評定機関による評定書（評定が不要の場合は豊中市による受理書）の発行を受けて下さい。

[対象となる建築物について（高層建築物等の防災計画書の取扱い要領）](#)

[防災計画書の作成要領等（大阪府内建築行政連絡協議会ホームページへ）](#)

詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

第二庁舎 5階

06 - 6858 - 2420